

熊本県公報

第 1 1 0 4 5 号
平成 15 年 10 月 27 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○八代港公有水面（加賀島地区）埋立てに係る関係書類の縦覧……………（港 湾 課）	1
○開発行為に関する工事の完了……………（建 築 課）	2
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………（ ” ）	2
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………（商工政策課）	2
○ ”……………（ ” ）	3
○ ”……………（ ” ）	4
○第32回採石業務管理者試験合格者の決定……………（工業振興課）	4
○県営土地改良事業計画変更……………（農村計画課）	4
○開発行為に関する工事の完了……………（建 築 課）	4
○都市計画の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）	5

告 示

熊本県告示第 1057 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 15 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県
 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 八代市港町 306 番地先公有水面
 - (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線、⑱の地点と⑲の地点とを結ぶ平成 14 年の秋分の日（D.L. + 3.95 メートル）における公有水面と八代市港町 306 番の陸地との境界線及び⑲の地点と①の地点とを結ぶ昭和 62 年 1 月 28 日付け港第 392 号で埋立承認された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

- | | |
|------|--|
| ①の地点 | 鼠蔵三等三角点（北緯 32 度 28 分 57 秒 64、東経 130 度 34 分 22 秒 10）から 330 度 30 分 34 秒 3,919.75 メートルの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から 70 度 37 分 22 秒 11.34 メートルの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から 160 度 37 分 23 秒 29.79 メートルの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から 250 度 37 分 23 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から 160 度 37 分 23 秒 8.30 メートルの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から 70 度 37 分 23 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から 160 度 37 分 23 秒 39.97 メートルの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から 117 度 40 分 14 秒 50.23 メートルの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から 207 度 40 分 14 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から 117 度 40 分 14 秒 8.30 メートルの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から 27 度 40 分 14 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から 117 度 40 分 14 秒 41.70 メートルの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から 207 度 40 分 14 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から 117 度 40 分 14 秒 8.30 メートルの地点 |
| ⑮の地点 | ⑭の地点から 27 度 40 分 14 秒 1.50 メートルの地点 |
| ⑯の地点 | ⑮の地点から 117 度 40 分 14 秒 53.41 メートルの地点 |
| ⑰の地点 | ⑯の地点から 207 度 40 分 14 秒 0.42 メートルの地点 |
| ⑱の地点 | ⑰の地点から 117 度 40 分 14 秒 10.00 メートルの地点 |